

令和2年度における公文書の管理の状況について

令和4年6月

三重県公文書等管理条例（以下「条例」という。）において、知事は、毎年度、実施機関における公文書の管理状況の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならないと規定されています（条例第10条第2項）。

公文書の管理に当たっては、条例第5条第2項の規定により、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する公文書を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならないとされているため、公文書ファイル及び単独で管理することが適当であると認められる公文書（以下「公文書ファイル等」という。）の管理状況について公表するものです。

1 対象機関

条例第2条第1項に掲げる実施機関（14機関）

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者（企業庁及び病院事業庁）並びに県が設立した地方独立行政法人（県立看護大学及び県立総合医療センター）

※ 公安委員会及び警察本部長は令和3年4月1日から「実施機関」となります（条例附則第1項第2号）。

2 対象期間

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の状況

3 報告の概要

（1）公文書ファイル等の作成の状況

実施機関が令和2年度に作成した公文書ファイル等の総数は、58,289件です。

実施機関毎の保存期間の内訳は次のとおりです。

実施機関	保存期間の内訳							件数
	1年未満	1年	3年	5年	10年	30年	その他	小計
知事	117	2,309	4,463	21,814	9,858	4,482	307	43,350
防災対策部	1	37	80	228	21	58	0	425
戦略企画部	10	61	99	383	51	32	3	639
総務部	9	244	317	2,972	221	231	133	4,127
医療保健部	10	378	828	3,663	171	431	7	5,488
子ども・福祉部	6	176	313	1,790	180	189	9	2,663
環境生活部	4	151	266	1,194	207	349	3	2,174
地域連携部	20	201	535	2,129	228	633	25	3,771
農林水産部	20	310	719	4,941	3,270	1,397	22	10,679
雇用経済部	2	86	130	926	151	252	6	1,553
県土整備部	31	618	1,131	3,242	5,294	876	97	11,289
デジタル社会推進局	3	10	12	134	6	2	0	167
出納局	1	37	33	212	58	32	2	375
議会	0	13	31	118	23	24	0	209
教育委員会	9	881	819	9,097	273	464	117	11,660
選挙管理委員会	1	0	10	64	12	12	0	99
人事委員会	3	31	38	83	8	68	2	233
監査委員	3	10	22	57	4	3	0	99
労働委員会	1	6	7	31	24	5	0	74
収用委員会	0	0	0	4	4	1	0	9
海区漁業調整委員会	1	3	8	35	5	3	0	55
内水面漁場管理委員会	0	0	4	12	5	2	0	23
企業庁	5	100	228	434	247	369	39	1,422
病院事業庁	1	51	78	364	94	68	2	658
県立看護大学	0	5	11	136	5	6	0	163
県立総合医療センター	0	5	34	153	18	22	3	235
合計	141	3,414	5,753	32,402	10,580	5,529	470	58,289

※ 「その他」は、三重県公文書管理規程第38条第1項ただし書の規定による「法令等の規定により、特別の定めが設けられている場合」等です。

(2) 保存期間が満了した公文書ファイル等の廃棄・移管等の状況

令和2年度に保存期間が満了した公文書ファイル等の総数は、43,092件です。

実施機関毎の廃棄、移管及び保存期間延長の内訳は、次のとおりです。

実施機関	廃棄	移管	保存期間延長	計
知事	31,289	120	2,547	33,956
防災対策部	447	4	3	454
戦略企画部	477	14	27	518
総務部	2,608	5	120	2,733
医療保健部	4,185	10	97	4,292
子ども・福祉部	2,022	7	44	2,073
環境生活部	1,468	19	128	1,615
地域連携部	2,338	15	268	2,621
農林水産部	7,034	22	768	7,824
雇用経済部	1,292	17	125	1,434
県土整備部	9,069	7	924	10,000
デジタル社会推進局	146	0	35	181
出納局	203	0	8	211
議会	185	16	26	227
教育委員会	6,420	15	60	6,495
選挙管理委員会	111	0	0	111
人事委員会	116	0	5	121
監査委員	86	10	1	97
労働委員会	76	0	9	85
収用委員会	5	2	4	11
海区漁業調整委員会	27	1	16	44
内水面漁場管理委員会	7	0	9	16
企業庁	1,044	1	174	1,219
病院事業庁	329	0	9	338
県立看護大学	155	1	0	156
県立総合医療センター	172	3	41	216
合計	40,022	169	2,901	43,092

※ 「移管」：保存期間が満了した公文書ファイル等が歴史公文書等に該当する場合には、三重県総合博物館に移管しなければならないとされています（条例第9条第1項）。

(3) 文書管理に係る研修の実施状況

○ 実施機関の全職員を対象とした研修

実施主体	種 別	対象者
総務部法務・文書課	「文書事務のハンドブック」説明会	全職員

※ 令和2年8月に策定した「文書事務のハンドブック」に関する説明会をインターネット放送局による動画配信にて実施しました。

○ 新規採用職員等を対象とした研修

実施主体	種 別	対象者
総務部人事課 (職員研修センター)	新規採用職員研修	新規採用職員

○ その他の研修

実施主体	種 別	対象者
総務部人事課 (職員研修センター)	新任班長等研修	新しく班長等に任用された職員
県立看護大学 事務局総務課	事務局職員基礎研修 「文書の作成・管理について」	事務局職員
県立総合医療センター 事務局総務課	文書事務研修	事務局職員

(4) 公文書ファイル等の誤廃棄等の状況

令和2年度に発生した公文書ファイル等の誤廃棄等の総数は、680件(24所屬)です。

実施機関毎の誤廃棄、紛失、その他(毀損等)の内訳は、次のとおりです。

実施機関	誤廃棄	紛失	その他(毀損等)
知事	201(9所屬)	0	0
教育委員会	479(15所屬)	0	0
その他の実施機関	0	0	0
合 計	680(24所屬)	0	0

※ 「毀損等」とは、原形復旧が困難な程度にダメージを与えること。

【誤廃棄等の主な原因】

条例の施行日(令和2年4月1日)以降、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、条例第9条の規定に基づき、三重県公文書等

管理審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならないこととされています（条例附則第4項）が、当該所属内における周知・徹底が不十分であったため、保存期間満了後・審査会の意見聴取前に誤廃棄されたものが大半（667件）です。

【その後の措置】

これらの事案については、各実施機関において、再発防止のための措置（職員への指導、適正管理の徹底周知、業務手順の見直し等）がとられています。